

第 編 直接国税編

5 相 続 税

5 - 1 課 税 状 況

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	相 続 人 等 の 数	金 額
	人	千円
取得財産価額	23,033	1,775,384,971
債務控除額	10,890	196,187,353
加算贈与財産価額	2,825	9,340,081
課税価格	実 23,021	1,588,527,318
相続税額	22,747	237,294,263
2割加算額	852	801,575
計	実 22,747	238,095,838
税額控除	959	803,321
贈与税	4,142	68,890,388
配偶者	327	112,379
未成年者	326	345,816
障害者	979	2,037,183
相次相続	-	-
外国税額	実 6,348	72,189,087
計	実 19,817	165,906,750
差引	実 1,031	17,499,157
納税猶予額	実 19,608	148,407,593
納付税額	-	-
災害減免法による免除税額	7,504	642,770,000
遺産に係る基礎控除額		

調査対象：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点：平成15年10月31日

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の「7,504人」は被相続人の数である。
2 「相続人等の数」欄の「実」は実人員を示す。

- 用語の説明：1 加算贈与財産価額.....相続又は遺贈により財産を取得した者に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- 2 2割加算額.....相続又は遺贈により財産を取得した者の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その者の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- 3 税額控除
- イ 贈与税額控除.....加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減.....課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額（1億6,000万円未満の場合は1億6,000万円）と配偶者の実際の取得価額のいずれか少ない方の金額に係る相続税額が配偶者の算出相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠べいされていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除.....相続又は遺贈により財産を取得した者が「満20歳未満の法定相続人」である場合に、その者が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額がその相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除.....相続又は遺贈により財産を取得した者が障害者かつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除.....被相続人が、その死亡前10年以内に相続により財産を取得しかつ相続税を納付している場合には、前の相続から次の相続までの期間を10年から差引いた年数に、前回の相続税額の10分の1相当額を乗じて得た額が今回の相続税額から控除される。
- ヘ 外国税額控除.....相続財産が本法の施行地外にあることによって、外国の法令により相続税に相当する税が課税されていた場合には、その税額相当額が控除される。
- 4 納税猶予額.....相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額について、原則として当該相続人の死亡の日又は相続税の申告期限から20年を経過する日のいずれか早い日まで納付を猶予される。
- 5 遺産に係る基礎控除額...5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数)

5 相続税

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相続税額	税額控除額	納 付 税 額		被相続 人の数
	相続人等の数	金 額			相続人等の数	金 額	
平成 10 年分	人	千円	千円	千円	人	千円	人
	27,773	1,998,689,034	342,977,337	107,116,576	24,230	204,371,739	8,344
11	26,921	1,940,197,925	312,776,436	94,015,779	22,883	187,814,160	8,447
12	25,310	1,839,149,491	307,647,913	90,543,828	21,470	191,069,707	8,065
13	24,181	1,724,141,509	275,320,387	84,357,081	20,441	167,820,676	7,851
14	23,021	1,588,527,318	238,095,838	72,189,087	19,608	148,407,593	7,504

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 23,039	千円 1,587,187,441	人 19,616	千円 148,300,851	人 7,504
	修正申告による増差額	385	3,365,130	752	736,844	308
	更正による増差額	2	-	2	57	2
	更正等による減差額	172	2,025,253	288	630,045	140
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 23,021	1,588,527,318	実 19,608	148,407,593	実 7,504
過 年 分	申 告 額	251	12,110,078	223	657,735	119
	修正申告による増差額	2,512	39,184,731	3,960	10,072,220	1,430
	更正による増差額	35	600,654	45	121,984	21
	更正等による減差額	981	34,218,452	1,266	35,643,773	554
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 239	17,677,011	実 231	24,791,833	実 119
合 計	申 告 額	23,290	1,599,297,519	19,839	148,958,586	7,623
	修正申告による増差額	2,897	42,549,861	4,712	10,809,064	1,738
	更正による増差額	37	600,654	47	121,927	23
	更正等による減差額	1,153	36,243,705	1,554	36,273,818	694
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 23,260	1,606,204,329	実 19,839	123,615,760	実 7,623

本年分 { 調査対象：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点：平成15年10月31日

過年分 { 調査対象：平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査期間：平成13年中に財産を取得した者については、平成14年11月1日から平成15年6月30日まで
平成12年以前に財産を取得した者については、平成14年7月1日から平成15年6月30日まで

(注) 「相続人等の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額
本 年 分	人 158	千円 13,823	人 107	千円 14,424	人 3	千円 3,868
過 年 分	2,580	563,022	338	358,250	404	887,845
合 計	2,738	576,845	445	372,674	407	891,713

調査対象等：「5 - 1 (3) 申告及び処理の状況」参照

(5) 税務署別課税状況

税務署名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額	
	人	千円	人	千円	人
岐 阜 北	934	67,766,420	776	4,920,626	324
岐 阜 南	757	65,613,395	612	5,192,168	267
大 垣	471	32,597,388	377	3,203,218	180
高 山	136	7,510,842	109	402,062	49
多 治 見	287	14,750,698	241	728,723	90
関 川	195	12,470,270	153	890,296	71
中 津 川	57	3,516,098	51	261,742	21
岐 阜 県 計	2,837	204,225,111	2,319	15,598,834	1,002
静 岡 岡	820	68,105,100	721	7,949,642	258
清 水	393	28,748,209	343	3,326,150	121
浜 松 西	726	41,672,741	620	3,242,682	219
浜 松 東	424	23,917,406	358	2,053,623	126
沼 津	725	52,690,159	633	4,864,758	234
熱 海	169	8,395,099	147	512,096	55
三 島	363	22,331,611	304	1,367,384	124
島 田	291	17,623,777	243	1,544,749	101
富 土	594	44,878,082	501	4,292,918	184
磐 田	297	16,763,885	247	1,078,809	106
掛 川	217	11,114,408	179	718,833	62
藤 枝	440	22,325,030	379	1,072,616	129
下 田	88	4,560,971	76	188,519	27
静 岡 県 計	5,547	363,126,478	4,751	32,212,778	1,746
千 種	628	56,068,403	562	8,598,654	204
名 古 屋 東	144	10,392,731	123	1,189,947	48
名 古 屋 北	493	36,926,306	435	4,366,767	158
名 古 屋 西	620	49,527,227	543	5,101,608	199
名 古 屋 中 村	282	16,869,426	250	1,557,023	79
名 古 屋 中	180	10,619,511	165	821,340	59
昭 和	1,017	74,607,962	896	8,998,782	323
熱 田	588	44,969,044	496	5,233,119	195
中 川	628	46,259,891	548	5,355,267	195
名 古 屋 市 計	4,580	346,240,501	4,018	41,222,507	1,460
豊 橋	1,318	89,863,919	1,107	7,201,250	429
岡 崎	682	43,183,704	576	3,703,569	222
一 宮	847	55,600,191	703	4,667,379	281
尾 張 瀬 戸	313	18,960,562	279	1,600,102	102
半 田	1,112	78,511,777	977	8,376,086	353
津 島	574	36,395,707	466	2,556,384	195
刈 谷	1,203	84,615,185	1,017	7,551,809	377
豊 田	729	53,244,254	620	5,856,122	228
西 尾	409	26,107,805	342	1,869,035	141
小 牧	1,256	82,906,389	1,062	7,021,448	407
新 城	76	3,923,017	65	228,354	25
愛 知 県 計	8,519	573,312,510	7,214	50,631,538	2,760
(除名古屋市計)					
津	262	17,553,855	226	1,687,547	91
四 日 市	398	24,676,577	344	2,049,772	135
伊 勢	188	12,500,965	162	1,288,224	58
松 阪	109	8,104,938	91	747,837	47
桑 名	237	14,809,493	192	1,068,009	83
上 野	116	8,918,013	100	801,131	41
鈴 鹿	194	12,113,828	160	805,592	70
尾 鷲	34	2,945,049	31	293,826	11
三 重 県 計	1,538	101,622,718	1,306	8,741,937	536
総 計	23,021	1,588,527,318	19,608	148,407,593	7,504

(注) この表は、「5 - 1(3)申告及び処理の状況」の「本年分」を税務署別に示したものである。